

市・県民税の申告を受け付けします

申告期間 2月9日(月)から3月16日(月)まで

平成21年度市・県民税の申告受け付けと申告書記載相談を行います。申告期間中は会場が大変混雑しますので、書類は必ず整理して持参してください。また、ご自分で自書申告できるかたは郵送で提出してください。

なお、税務署から確定申告書が送付されているかた、譲渡所得(収入を除く)・配当所得のあるかた、住宅ローン控除の1年目のかたは税務署で申告してください。

■申告の必要があるかた

- ▼平成21年1月1日現在において、十和田市内に住所があるかた
- ▼十和田市内に事務所・家屋敷などを所有し、十和田市外に住所があるかた

なお、次に該当するかたも忘れずに申告してください。

- ▼病気や失業などで収入がなかったかた
- ▼市外のかたに扶養されていたかた(夫が単身赴任や学生など)
- ▼非課税の年金(障害者年金・遺族年金)や手当で生活していたかた
- ▼収入が公的年金収入だけで65歳未満のかたは98万円を超え、65歳以上のかたは148万円を超えているかた

- ▼申告することで減税や非課税になる可能性があります。
- ▼扶養認定申請などで所得証明書が必要になるかた

■申告の必要がないかた

▼平成20年分の所得税の確定申告書を税務署に提出するかた

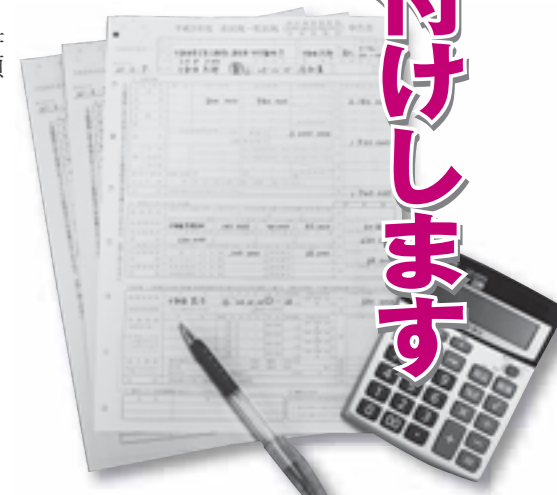
▼平成20年中の所得が給与だけで、年末調整済みの「給与支払報告書」が勤務先から市に提出があったかた

▼医療費控除や給与支払報告書に記載のない各種控除を受けようとするかたは申告が必要です。

▼収入が公的年金だけで65歳未満のかたは98万円以下、65歳以上のかたは148万円以下のかた(市・県民税が課税されません)

■申告に必要なもの

- ▼申告書・申告受付票
- ▼所得税課(市役所本館1階)、市民生活課(十和田湖支所1階)にあります。
- ▼印鑑(朱肉を必要とするもの)
- ▼平成20年中の所得や経費が分かる書類



■給与所得者 源泉徴収票

※必ず持参してください。

▼**年金所得者** 公的年金などの源泉徴収票や非課税年金の決定通知書

▼**営業、農業、不動産所得者など** 仕入れや売り上げなどの帳簿類や経費の領収書など、収入や経費の分かるもの

※申告前に領収書は経費ごとに整理、計算をしてみてください。整理、計算をしていない場合は、受け付けできませんので整理してからの申告となります。

■控除に必要なもの

- ▼**生命保険料、地震保険料、寄附金控除** 支払額などの証明書
- ▼**社会保険料控除** 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などの支払った額が分かるもの

▼**障害者控除** 身体障害者手帳や障害者控除対象者認定書など障害の程度が分かるもの

▼**医療費控除** 領収書、医療費を補てんする保険金などの額が分かるもの(おおむね6カ月以上寝たきりでおむつが必要なかたは、初年度は医師の証明書が必要です)

※領収書は病院ごとに合計して持参してください。

■申告をしなかった場合

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の適用や、国民年金保険料の免除が受けられない場合があります。

保育所への入所、市営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機関からの借入れに必要な所得証明書などの交付が受けられません。

申告書は前回の申告状況により、申告が必要と思われるかたに郵送しています。ただし、税務署から確定申告書が郵送されたかたには、市・県民税の申告案内はしていません。申告書が郵送されなかったかたでも、申告が必要だと思われるかたは申告においてください。希望者には申告書を郵送します。

また、申告書は市ホームページからダウンロードできます。

★申告・相談の受付日程★

申告が必要と思われるかたには、指定日時の通知と申告書を郵送していただきますので、なるべく指定日時にご来庁ください。

申告の日時を指定して受け付けをする日

- 2月9日(月)～3月10日(火)の平日
- 申告の日時指定をしないで受け付けをする日
- 2月28日(土)、3月8日(日)、3月11日(水)～13日(金)、3月16日(月)

【休屋地区】

日時 3月3日(火)
午前10時～午後3時
会場 十和田湖総合案内所

【宇樽部地区】

日時 3月4日(水)
午前10時～午後3時
会場 旧東湖児童館

受付時間

午前8時40分～11時30分
午後1時～4時

※申告書記載相談は午前8時50分からです。

※指定日時においてのかたは優先的に受け付けします。指定日時以外のかたは、早めにおいでください。平日の午後は比較的余裕があります。

■65歳以上のかたへ

公的年金から市・県民税の特別徴収が始まります

65歳以上の公的年金受給者は、平成21年10月支給分の公的年金から、市・県民税の特別徴収(天引き)が始まります(公的年金に係る分の市・県民税額)。

対象者は平成21年4月1日現在65歳以上で、介護保険の特別徴収対象者であり、老齢基礎年金等の年間支給額が18万円以上のかたです。

65歳以上で扶養親族のないかたは公的年金収入が148万円を超えるのと市・県民税が課税されます。扶養者が一人の場合は192万8千円まで課税されないなど、扶養人数によって課税基準が変わります。

また、障害者手帳をお持ちのかたや介護保険の要介護認定を受けているかたで障害者控除を受けると、年金収入24.5万円まで課税されません。適正な課税を図るために65歳以上で公的年金収入が148万円を超えるかたは申告においてください。

■所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかったかた

申告により翌年度の市・県民税から控除します。平成11年から18年までに居住用家屋を新築あるいは購入したかたで、所得税の住宅ローン控除の適用を受け、所得税から引きき

■市・県民税における寄附金控除が変わります

市・県民税における寄附金控除がこれまでの所得控除方式から税額控除方式に、適用下限額も10万円から5千円に変わります。また、市や県などの地方公共団体や住民の福祉の増進に寄与することを目的として県内に事務所を有する団体への寄附金も控除の対象になりますので、領収書を持参してください。

問い合わせ先

税務課市民税係
(☎0511-内線184)
ホームページアドレス
http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/

法量・奥瀬地区のかたへ

申告用の送迎バスを運行します

昨年度から、申告相談会場が本庁1カ所になったことに伴い、「申告用バス」を運行しますので、どうぞご利用ください。

運行日 2月24日(火)・26日(木)の2日間
運行時間

行き	帰り
支所発 → 本庁着	本庁発 → 支所着
9:30 → 9:50	11:30 → 11:50
13:30 → 13:50	15:30 → 15:50

乗下車場所

行き 十和田湖支所北側駐車場

帰り 市役所本庁新館東側

※途中乗車や途中下車はできません。

申告の指定日時とバスの運行日が違う場合でも、バスを利用するかたはこの期間においてください。